

第46回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2010年8月31日(火) 10:00～11:40

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 6階 643会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、鈴木委員長代理、秋庭委員、大庭委員、尾本委員

生活評論家・前原子力委員会委員 松田前委員

独立行政法人科学技術振興機構 鳥井事業主幹

日本電機工業会原子力政策委員会 五十嵐委員長

日本原子力産業協会 服部理事長

内閣府

平岡副大臣、泉政策統括官、梶田審議官、

中村参事官、吉野企画官、金子参事官補佐、山口上席政策調査員

4. 議 題

(1) 廃止措置とクリアランスに関する交流会の活動報告について

(2) 第5回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング(日本電機工業会  
原子力政策委員会 五十嵐安治氏、日本原子力産業協会理事長 服部拓也氏)

(3) その他

5. 配付資料

( 1 ) 「廃止措置とクリアランスに関する交流会」における意見の整理

(2-1) 原子力政策大綱見直しに向けた論点について

～主に国際化対応の観点から～(五十嵐安治氏資料)

(2-2) 原子力政策への要望～原子力産業の海外展開の観点から～

(服部拓也氏資料)

( 3 ) 第38回原子力委員会定例会議議事録

( 4 ) 第39回原子力委員会臨時会議議事録

( 5 ) 第40回原子力委員会臨時会議議事録

( 6 ) 第 4 1 回原子力委員会定例会議議事録

( 7 ) 原子力政策大綱の見直しの必要性に関する検討スケジュール

## 6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。それでは、第 4 6 回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日の議題は、1つが、廃止措置とクリアランスに関する交流会の活動についてご説明をお聴きすること、2つが、原子力政策大綱の見直しの必要性に関して有識者からヒアリングを行うこと、3つが、その他です。よろしゅうございますか。

それでは、最初の議題からよろしくお願いいたします。

### (1) 廃止措置とクリアランスに関する交流会の活動報告について

(中村参事官) 1 番目の議題でございます。廃止措置とクリアランスに関する交流会の活動報告につきまして、生活評論家で前原子力委員会委員の松田前委員、科学技術振興機構の鳥井事業主幹からご説明をお願いいたします。

(松田前委員) おはようございます。今日はお招きいただきましてありがとうございます。

廃止措置とクリアランスに関する交流会における意見の整理を、今日は鳥井先生とご一緒に報告させていただきます。

お話の順番ですが、①交流会について、②交流会の意見の考え方の整理について、③クリアランス物品のリサイクルに向けた課題と今後の活動について、④今後の目標について、ポイントをご報告した後、鳥井先生から今後の交流会の進め方をお話させていただきます。

この交流会の特徴ですけれども、これは昨年 1 1 月以降、原子力施設の廃止措置とそれにより発生する低レベル放射性廃棄物のリサイクル利用に関して、関係者ということで官庁、電気事業者、研究機関、有識者などが自由に参集して、国内外の情報共有を図るため交流会を持ちました。

本交流会の目的と、具体的な開催内容、どういう人が参加されたかというのは、今プリントをしておりますので、皆さんのお手元に配布されると思います。

特徴を申しますと、出席者が原子力関係者だけではなくて、産業廃棄物のリサイクルを担当している経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、それから環境省廃棄物リサイクル

対策部リサイクル推進室、同適正処理・不法投棄対策室、国土交通省総合政策局建設業課、同事業総括調整官室の担当者が参加され、また文部科学省研究開発局原子力計画課、原子力課、原子力安全・保安院、資源エネルギー庁放射性廃棄物対策室、原子力安全委員会、JAEA、電事連、各電力会社、ランデックの廃棄物担当者が省庁の垣根をこえて自由に意見をを行ったことが今回の特徴です。

文部科学省研究開発局担当審議官、それから原子力安全・保安院原子力安全担当、核燃料サイクル担当審議官に毎回ご出席していただき、原子力委員もご出席いただきました。心からお礼を申し上げます。

交流会の意見の考え方の整理ですけれども、これは資料を読んでいただければ分かるところなので飛ばさせていただきます。

そしてまた、クリアランス物品のリサイクルに向けた今後の課題を、ポイントを絞ってお話いたします。この交流会の考え方の整理ということでは、以下の問題が提起されました。炉規法が改正されてクリアランス制度が導入されて5年経過したが、クリアランス物を搬出した事業者は日本原子力発電所（東海発電所）の1社のみである。クリアランスされた物品（現在は金属）のリサイクルに関しては、加工メーカーも原子力発電所立地自治体にあって1社のみであり、処理量も累計約110tとあまり進んでいない。

（近藤委員長）資料の7ページですね。

（松田前委員）はい、7ページです。ありがとうございます。

クリアランスの製品については、原子力施設の一部のみであり、全国規模に広がっていない、云々こう書かれております。ご覧いただくと分かりますので、飛ばさせていただきます。

それで、今後のことですけれども、どういうことに視点を置いていくべきかということも交流会の中で意見が出まして、三つの切り口があるのではないかという結論を得ました。1つは、クリアランス物の利活用、仕組みの構築。つぎに、これを支える関係者の役割及び制度的な仕組み。3つ目が、クリアランス制度の国民の理解促進という3つの基軸に整理されました。

3つの基軸に対する具体的な課題として、「リサイクル現場の地元の理解活動、特に自治体の納得」というところでは、原子力施設の立地自治体と非立地自治体では元々理解レベルに差があるので、ここの溝を埋めていくのには原子力関係者だけではなかなか難しく、環境省をはじめとする関係者の方たちのご協力とご支援が期待される。

「国民一般の理解促進」では、再生品の利用ということで、公共施設に再生品の理解を進

めるようなものを置いたらどうかという意見がございました。それを受けた形でお手元の資料にありますように、環境省の廃棄物対策課の部長室にクリアランスを利用したベンチが設置されました。そのベンチのところに放射線の理解促進のプレートが貼られたというのがユニークでございます。また、文部科学省においても、旧文部省の第1階の情報ラウンジ、それから副大臣室、事務次官室の事務室、官房参事官室、研究開発局内になんと6個置かれております。この動きは各省庁に広がってくれば良いなと思っております。

「クリアランス再利用に向けた経済的なメリットの明示」では、海外でのクリアランスの再利用を含めた放射性廃棄物の成功事例の調査・分析を行い、我が国への適用可否を検討して、日本におけるクリアランス再利用の経済的なメリットを明確にする必要があるということを確認いたしました。

今後の交流会の進め方については、鳥井先生からお願いいたします。

(鳥井事業主幹) それでは、補足する格好でご説明をいたします。

この検討会が始まった基本的なところは、原子力機構で発生する低レベル放射性廃棄物を何とかPFIみたいなことでやれないかということが原子力機構の中から有志から声が出てきて、それで検討が始まった。元々は西野文雄先生が原子力円卓会議をやった最初のときにPFIのご専門だったもので、西野先生を頭に有志で検討を始めてモデル化されたという話です。それで松田先生のところへ話を少し持っていったら、これだけ広げてくださったというのが実態でございます。

委員の先生方だけですが、お手元に色刷りの横に見る資料がありますが、それが原子力機構で考えてきた、機構の連中と一緒に考えてきたことの集約みたいなものです。それは後でご覧いただければと思います。

松田先生がここまで話を広げて進めてくださったものですから、私の方からはこれからどうしたら良いかというようなことで少し申し上げたい点があります。

一つに、この問題というのは自分の問題だと思っている人がいないというのが最大の特色であります。環境省も廃棄物なら私たちの問題なんだけれども、そうではない。それから、原子力の関係者も、クリアランスでなければ私たちの問題だと。クリアランスだったら私たちの問題ではないよと言う。そういうふうに落とし穴みたいになっている割には結構重要で、今後の原子力の合意形成みたいなことでも、ここにもあるよねというようなことが非常に重要な課題であるにもかかわらず、実は抜け落ちているというのが私の考えました大変大きな課題であります。

松田さんからあったんですけれども、今後やらなくてはいけないことは、海外のビジネスモデルというのをもう少しきちんと精査する必要があるという気がしています。何で海外はリサイクルした鋼材が一般の市場で流通しているのか、国や州の助成というのが本当に無いんだろうか、それから鋼材以外、コンクリートだとか機械部品といったもののリサイクルはどうなっているのか、どういう考え方があるのかというような、この辺をきちんと調査する必要がある。

それから、こういう言い方が妥当かどうか分かりませんが、クリアランスした結果としての資源、クリアランス資源というのがどのぐらい、いつごろ出てくるのかということについて定量的に把握しておかないと、ビジネスモデルをつくることができないということ。

それから、実際技術的に問題がやはりまだまだあるので、例えばクリアランスへ持つていくための技術みたいな話もあるので、どういう技術課題があるか抽出して、それを評価するというようなことも必要でしょう。それから、社会の中でやっていくとすると、トレーサビリティみたいなものをどうやってシステムとして確保していくか、これも重要です。

それから、先ほど申し上げたように、制度だとか行政の体制というところで、どうやって誰に責任を持ってもらうのかということ、そこは非常に重要です。

それから、松田さんも言われましたけれども、原子力関係者以外の業界の人たちにもかなり参加して議論してもらわないとこれができないのではないかと考えています。

そういうことで、今後できればこの検討会を秋庭委員を中心にでも続けていくとして、その下にワーキング・グループを幾つか作って、それでワーキング・グループでそれぞれが少しずつ活動して、それを検討会でみんなが報告して共有をしていくというような、そういうプロセスが必要かなというふうに考えています。

ワーキング・グループとしては、ここはまだ思いつきなんですけど、茨城で社会実験やろうよといった動きも出ていますので、社会実験をどう制度設計していくかというようなワーキング・グループ。それから、社会システム。行政面だとか制度の規制の面だとか、それから法制の面だとか、それから先ほど申し上げたトレーサビリティの面だとか、そういう社会制度を検討していくようなワーキング・グループ。もう一つ、技術的課題みたいなものを検討していくワーキング・グループの三つぐらいを作ればどうかなというふうに今のところ考えている次第です。

以上です。

(松田前委員) 交流会の意見の整理の資料でございますが、これは全部原子力委員会のホーム

ページで公開されます。貴重な資料がたくさんありますので、ご覧ください。

以上です。

(近藤委員長) お二人にはご説明、ありがとうございました。

松田委員を中心としてこういう会合が開かれて、一定の取りまとめがなされたことについて、秋庭委員のご尽力もあったと理解していますけれども、高く評価し、敬意を表したいと思います。

私としましては、進行状況についてお話を伺っていて、今後をどうしたら良いかなと考えていました。今鳥井さんからご提案がありました中にありましたが、クリアランス物については持ち物が明確であり、しかもJAEAのそれを除けば、多くは民間産業、民間のもの、つまり私有物で、国がこれの判断基準について制度を用意して、その制度で無罪放免の判子を押すことができるようにしたことで、国の責任は終わっているわけです。勿論、トレーサビリティその他ルールとして整備するべきなのに、それがいまだなされていないとすれば、国の責任はまだ残っているということになるわけですが、今は終わっていると言えるのかなと思っています。

ただし、そうした制度により、私有物として他の私有物と同様に扱おうとしたときに、それが円滑に進むためにある種の誘導プロセスが必要であるとなりますと、それはなんとかしなくてはいけないということになるのかと思います。ただ、そこは、他方で、民間の自由を束縛することになるかもしれませんので、それとばかりには踏み込めないのかなというふうに思っています。そこで、今は、まず所有者のご希望、ご意見があって、それを国が音頭をとって進めることに社会的合理性があるとの国民の皆様のご判断をいただいたところについて、国が出て行くと、そんな進め方が良いのかなというふうに考えています。

そこで、問題は、そんなことを整理し、誰が何をなすべきかを同定するロードマップ作りの作業を行うのに、どういう体制が一番良いかということ。第一感では中心はここに集まっておられる関係者であるべきであろうと思いますが、今後ご意見をいただいて詰めていきたいと思います。とりあえず申し上げられることは、原子力委員会は、本件、全く無関係と言うつもりではありませんということです。クリアランスは、色々な分野であり得るところ、原子力活動に係るクリアランス製品については原子力関係と人々が理解をするという社会的な現実がありますから、そうした現実を踏まえて、原子力委員会として何をすべきかについて考える責任は自覚しているということです。

以上、私見を申し上げましたが、ご発言希望の委員はどうぞ。はい、鈴木委員。

(鈴木委員長代理) まず、松田先生と鳥井先生にここまで引っ張っていただいて大変ありがとうございましたと敬意を表します。また、今後も応援したいと思いますが、本来なら市場で動いていくべきものなんですけれども、なかなかうまくいかない場合に、誰かが世話役というか媒介になって場を提供して、その情報を共有して促進していくという、そういう意味ではお二人にやっていただいたことに、これから原子力委員会もその一助としていけるのではないかと思います。

情報共有が一番大事だと思うんですが、最終的にはやはり市場で進んでいくような仕組みを作っていくのが目的だと思いますので、そういうつもりで私も今後とも協力していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

(近藤委員長) では、秋庭委員。

(秋庭委員) 松田先生、鳥井先生が、これだけ広い関係者の方々を集められて情報共有なされたということに本当に私も敬意を表し、またその中に入れていただいたことにもありがたく思っています。

これからのことですが、今委員長がおっしゃったように、国の責任としては制度ができたところで一段落というところだと思うんですが、制度がうまく回っていくためにはやはり原子力委員会としてもきちんと見ていく必要があるのかなと思っています。

今後の課題も鳥井先生から先ほど言っていたように、色々な技術的課題や社会的な課題もあると思いますが、このクリアランス制度について一番の課題は何かというと、やはり国民の理解というところではないかと思います。特に松田先生に、国民の理解を得るためには何が大事なのか、ここでさらにご意見がありましたらお願いいたします。

(松田前委員) 今回環境省と文科省で特に目立つところにベンチを置いていただいたというのは、やはりすごい進歩だと思います。これを各省庁に広げていくこと。

それと、高レベル廃棄物の地層処分についても、それからこのクリアランスの問題についても、特徴的なのは放射線ですよね。放射線のことについてもっともっと国民の人たちに分かっていたくためには、教育課程も変わりますから良い機会ですけれども、相乗効果を出すように、やはりここは誰かがリーダーシップをとって動いていくというところで、原子力委員会にその政策のリーダーシップの旗振り役だけはお願いしておきたいなど。そうすれば、私たちはどんどん応援していけるのではないかと思います。

(秋庭委員) ありがとうございます。貴重なご意見を伺いました。一緒にやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

(松田前委員) お願いします。

(近藤委員長) では、大庭委員。

(大庭委員) 今日は丁寧なご説明ありがとうございました。二つほど質問があります。

一つは、海外の例を精査するというをおっしゃっていたので、それにも関連する質問です。

資料の4ページの中の、「色々な意見・考えが述べられた」というところの6番目で、「環境行政が関与することによって国民の理解が得られる」とあります。これは非常に大事なことで、国民の懸念というのは環境への負荷であるとかそういうことに関わってくると思うのですが、今の環境省が具体的にどのような対応をとっているのか、それに対してどのような働きかけをこちらからした方が良いとお考えなのか、というのがまず1点目の質問です。

それからもう一つの質問は、米国ではクリアランス制度は無いということが10番で指摘されています。他方日本ではすでにクリアランス制度というものを導入して、それを進めていこうということなのですが、クリアランス制度というものを採用しないという選択をしている国もある。そういう国の選択と比べて、クリアランス制度の採用でどんなメリットがあるのか、という点についてどのように説明なさるのか。米国ではどうしてクリアランス制度が無いのかということも合わせてご説明いただければと思います。

(鳥井事業主幹) どうして米国にクリアランス制度が無いのかというのは、私はあまりよく理解していません。クリアランス制度にどんなメリットがあるかということについては、まさに原子力委員会のマターでありまして、原子力委員会がお決めになったことですから原子力委員会としてぜひ説明していただければと思います。

それから、環境省に働きかけるというのは、制度として環境省が業務としてやれるかどうかという話で、やはり原子力委員会と同様に若干の難しさがある。だけれども、その旗振り役というのは、例えば日本の社会をこれからどうしていくんだというときにはその旗振りというのは非常に大事です。それは権限でやるとか法律に基づいてやるとかという話を越えて、やろうよというような感じでやるということが大事で、それは環境省もそういうつもりならやる気はあるんですね。

ですから、やはり原子力委員会からもやろうよというような格好で旗を振っていただくというのが一番大事で、お前のところでこれをやらなければいけないよというのは無理があるということだと思います。

(大庭委員) 6番の海外では環境側が責任を持って関与するというのは、これはどちらかとい



うと法律で関与しているのでしょうか、それとも環境行政の形で関与しているのでしょうか。(松田前委員) 法律でなっています。というのは、やはり環境は原子力業界の方たちがいくら安全ですよ、大丈夫ですよと言っても、国民はやはり環境省が安全ですよと言う方が安心ということで、制度としてこの四、五年の間に変わっていったところがございます。今回も環境省にこういうふうに出ていただいたのも、これやはり原子力発電が炭酸ガスの抑制にもなるというところで、環境省としても今までは原子力は原子力の方たちにお任せだったけれども、どうもそれではいけないなということにお気づきになられ始めていて、この3年ぐらいの間に動きがあって、それでこの廃棄物の問題も環境省が廃棄物問題はプロ中のプロです。ですのでやはりご一緒ということで、今回うまくつながったということでございます。

(近藤委員長) 10番のアメリカの制度についてのこの表現は舌足らずだと思いますね。除染して使っているというのはどういう意味か、クリアランス基準を満足するまで除染して使っているということなら、変わりがないことになりますから、そう書いてあるべき。別のことなら、そう分かるように書くべき。これは説明不足だと思います。先ほど鳥井さんがおっしゃったように、内外の事情の比較検討ということも重要ですから、そういう中できちんと勉強していったら良いと思います。

では、尾本委員。

(尾本委員) 最終的には国内でリサイクル市場というのをつくっていかなければいけないんですが、先ほど鳥井さんが海外のビジネスモデルとおっしゃいましたので、その関係で一つお聞きしたいことがあります。

ヨーロッパでは私の理解するところ、国際分業がある程度進んでいて、色々な国がスウェーデンに汚染されたものあるいは若干放射化した金属を送って、表面をかき取って、そしてインゴットはスウェーデンで例えば自動車のような民生品ではないものに使って廃棄物はカントリーオブオリジンに戻すと、こういうシステムが動いていると思うんです。

そういう点で、アジアでそういうモデルを考えますと、例えば中国がインゴットが欲しいのであれば中国に送って、廃棄物は日本に持って帰るというモデルが、実は確か10年前でしたかね、スウェーデンのスタドビック社と一緒に検討しています。私はその当時非常に有望なモデルではないかと、過渡的なモデルであるにしてもですね、こういうふう思ったんです。しかし、これはなぜうまくいかないのかなと。一つの過渡的なモデルとしてあり得ると思うんですが、そこはどんなふうになっているのでしょうか。

(鳥井事業主幹) そういう話は私も多少議論をしたんですが、とにかくどれだけ物材が出てく

るか、量的に出てくるかという話が問題でして、量がまとまらないことにはそういうビジネスモデルというのは非常に難しいですよ。ですから、やっとこれからそういうリサイクル資源というのが出てきて、だけれども、今はまだ量が少ないですよ。ですから、これからその量の見通しというのを立ててビジネスモデルをやらないとという感じですね。

それから、海外の方ですが、まだ廃棄物施設というのはないですよ。

(近藤委員長) だから、そこはあまりあてにしていけないのかもしれない。

(松田前委員) 日本の原子力の廃炉措置は、あと15年、20年の間に多く出てくるわけですが、やはり私は日本の中にビジネスを育てたい、育てねばいけないと思っています。そうすると、アジアの中のリーダーに日本がなるためにも、この研究会の存在価値というのは非常に大きいと思いますので、ぜひご支援いただきたいと思います。

(近藤委員長) 質疑討論はこれまでにします。短い時間の質疑でしたが、それでもいくつか重要なディスカッション、トピックスが挙がってきたと思います。今後については、このような場を整備して引き続き検討をしていただくこと、その場は関係者の集まりやすいところにつくっていただくこと、行政は、議論をモニターし、自らのなすべきことをなすとともに、その決定の実現に向けて応援していくことかなと今頭の中で整理したところですが、近々、このことについて皆様にご相談申し上げて、この重要な取組が前進していくよう努めたいと思います。

本日はお忙しいところご説明いただきまして、まことにありがとうございました。

(松田前委員) どうぞよろしく申し上げます。

(近藤委員長) それでは、この議題終わります。

次の議題いきましょう。

(2) 第5回原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリング (日本電機工業会  
原子力政策委員会 五十嵐安治氏、日本原子力産業協会理事長 服部拓也氏)

(中村参事官) 2つ目の議題でございます。第5回の原子力政策大綱の見直しの必要性に関する有識者ヒアリングでございます。

(近藤委員長) それでは、今日は日本電気工業会原子力政策委員会の五十嵐委員長と日本原子力産業協会の服部理事長をお招きしています。お二方には本当にお忙しいところお越しいただきまして、感謝いたします。

本日の進め方でございますが、それぞれお一方15分程度で、主題でありますところの原子力政策大綱の見直しの必要性に関してご意見をいただきまして、その後で委員との間で質疑応答をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、まず五十嵐委員長からお話を伺います。よろしくお願いたします。

(五十嵐委員長) 日本電機工業会の原子力政策委員長を務めております五十嵐でございます。

本日はこのような機会を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

現大綱におけるメーカー関連の論点としましては、主に国際化の対応、原子力発電の推進、燃料サイクルといった観点がありますが、本日は国際化対応という観点からお話をさせていただきます。

2/9ページに、現大綱策定後の原子力の状況という一覧表をつくっております。これは、横軸が年を、縦軸は地域ごとに分かれておりまして、ポイントとなる部分を最下段に書いてございます。

まず、日本におきましては、2006年に東芝がウェスティングハウスを買収し、メーカー再編のさきがけとなっております。2007年にはメーカー関連では日立GEが発足し、三菱とAREVAの提携が発表され、日本の3メーカーと世界のメーカーの再編の形がほぼまとまっております。

欧米におきましては、各国の原子力への復帰が鮮明となり、プラント建設の動きも高まっております。日本メーカーとしましては、東芝が米国のSTP3、4号機のEPC契約を結び、その他メーカーにおいてもそれぞれ商談対応を進めております。

中国では旺盛な電力需要があり、着実なプラント建設が進行しております。

また、ここに来て、日印原子力協力協定も交渉が開始され、先般岡田外相がインドをご訪問されたことはご存じのことと思います。

韓、露におきましては、新規導入国との絡みで2009年末にUAE案件の韓国連合による受注、2010年初頭、ベトナム案件の露による受注が大きく報道されたことは記憶に新しいところでございます。

これに対抗しまして、日本におきましても本年から政府ミッションの派遣を盛んに行っているというところでございまして、先週には直嶋大臣にベトナムを訪問いただいております。

また、この秋には官民合同の新会社、国際原子力開発が設立されることとなっております。

我が国では2007年に中越沖の地震があり、稼働率が大幅に下がりましたが、今年策定されたエネルギー基本計画で2030年の目標として世界最高水準90%の稼働率が掲げら

れ、稼働率向上が国際展開に寄与するものと考えてございます。

この6年間の状況を俯瞰いたしますと、2006年から7年にかけて、国際的メーカーの再編があり、2009年から今年にかけて、新規導入国向け輸出に向けた取組が活発化していることが国際化に係る外部環境の変化でございます。

3/9ページに、原子力の国際化対応の方向性を示しておりますが、従来は個々の機器の輸出について個別に対応しておりましたが、今は先進国向けプラント輸出について個別の企業が対応している状況でございます。

新規導入国におきましては、法の整備、規制システム、人材育成、設備提供、運転支援といった導入のための基盤整備協力をパッケージとしたシステム輸出のニーズが大変高くなっております。これらはメーカーだけでは対応しきれないものであり、より政府間協力、政府支援を必要とする形態が展開されようとしております。

現在の政策大綱では先進国及び原子力発電導入の拡大期にある国に対してはわが国の製造業者は原子炉関連技術のライセンスや各種の国際的約束を考慮し、他国の製造事業者と協力しながら国際展開を図るという記述になってございます。この点は特に変更すべき部分があるとは考えておりません。ただし、新規導入国については、現大綱で「側面支援」という表現になっておりますが、より一歩踏み込んで、例えば「制度整備や資金支援と連携した建設、運転保守、人材育成、運営ノウハウ等の一元的・包括的な支援」というような表現はいかかかというふうに考えてございます。

4/9ページ以降、具体的な大綱の記載について幾つか意見を述べたいと思います。国際化対応は第5章の記述が主なものとなっております。まず、第5章第2項で国際協力について書かれておまして、基本方針はこのままでよいと思います。しかし、原子力二国間協定について、他国が積極的、戦略的に対象国にアプローチしている現状を踏まえ、原子力二国間協定を締結すべき対象国の選定、交渉開始時期、協定内容等を官民が議論し国が前面に立って戦略的に進めることの明記が必要だと考えております。

5/9ページに、二国間原子力協力協定の状況を示した表がございます。原子炉メーカーを有する各国が、先進国に加えて拡大国や新規導入国と着実に協定を締結しておまして、日本も遅れをとらないように引き続き締結交渉を推進していただければというふうに思っております。

6/9ページですが、5章2項の1に記述されております開発途上国との協力につきましては、農業、工業、医療等における放射線利用の観点もありますが、原子力発電導入のため

の準備活動等に関する協力の観点について、さらに踏み込んだ言及が必要かと思えます。具体的には、現在原子力産業協会の原子力開発国際協力センターで行われています新規導入国基盤整備支援事業や、原子力損害賠償に係る補完条約（C S C）加盟促進に関する基本方針の明記が必要となってくると思われます。また、設備供給だけでなく、運転支援及び燃料供給保証の体制構築が必要と思えます。

国際機関への参加・協力につきましては、昨年末に天野氏が I A E A の事務局長に就任されたことありますが、日本人専門家が I A E A 等国際機関の要職により多く派遣され、早い段階から国際基準づくりに携われるような国レベルの支援が日本のプレゼンス発言力強化という観点から長い目で見て重要になってくると思えます。また、O E C Dで行っている M D E P 等安全規制の国際的調和活動等、国際的な枠組みへの積極的な関与も必要と思えます。

7 / 9 ページでは、メーカーとして一番重要なものづくりについてお話しをしたいと思います。第 5 章 3 項の原子力産業の国際展開におきましては、優位性を持つ我が国の諸技術、例えばオンスケジュール、オンバジェットな建設技術や高品質なものづくり、不拡散性の高い技術開発等を官民で維持強化していくことが重要と思えます。また、ものづくりに関わる規格・基準の国際化の支援、官民の協調した取組が重要と考えます。例えば、日本の規格を国際規格に合致させるような活動への国の支援も有効と考えます。

もう 1 点は、官民が協力して、総合的な社会インフラ事業の観点での取組が有用と考えております。例えば、スマートグリッドや港湾インフラの整備といった総合的な提案が我が国の競争力を高めるものと思えます。

また、地球温暖化対策としての原子力発電導入拡大の貢献度を定量的に示すためには、原子力発電の C D M / J I への取組も有効と考えます。

第 5 章 3 項の続きでございますが、より原子力にフォーカスした部分についてお話ししたいと思います。まず、ベトナムをはじめとする新規導入国向けの支援では、電気事業者とメーカーとの協調により、設備供給と運転支援一体の提案ができる体制構築、さらに国のリーダーシップに基づく電気事業者、メーカー連携、官民連携の促進が必要と思えます。また、J B I C 等公的金融の活動、N E X I 等公的機関によるリスクによる引き受けも明記いただけるとよいかと考えております。

以上現政策大綱の見直しにつきまして、メーカーの立場からお話をさせていただきましたが、まとめといたしまして、原子力政策の基本方針に大きな変化はなく、大綱の全面見直しは必要ないと思えます。

しかしながら、ここ5年間の外部環境の変化に対応し、国が前面に立った国際展開として、原子力二国間協定の戦略的推進と新規導入国向けシステム輸出の官民一体の取組を明記することが必要かと考えます。

以上でございます。

(近藤委員長) どうもありがとうございました。

それでは、続きまして服部理事長からお話を伺います。よろしくお願いいたします。

(服部理事長) 原産協会の服部でございます。よろしくお願いいたします。それでは、資料2-2に基づきまして、ご説明いたします。

まず、タイトルであります。原子力政策への要望と書いてありますのは、今五十嵐委員長からもお話がありましたように、基本的には現行の政策大綱でカバーされている部分があり、さらにその後原子力委員会、資源エネルギー庁あるいは原子力安全・保安院、それから私どももレポートをまとめたりして、そういうことを受けて実態的には進んでいる部分がありますので、そういうものをしっかり進めていただくということが大事かということで、あえて原子力政策大綱見直しというような表現はとらなかったということをご理解いただければと思っております。

それでは、1ページ目からまいります。前回の現大綱、現大綱以降、どういうことが起こっているかということをお願いいたします。現大綱の中で海外展開の意義について5.3章でたしか整理をされておりますけれども、必ずしも意義という形で項立てをしてこういう項目を挙げられているわけではないんですけれども、そこに挙げた三つの項目が海外展開を進めていく上で意義であり、また重要な項目であるということで、緊張緩和といいますかそういう観点、それから地球温暖化対策、それから核不拡散の問題というのが整理されているということでもあります。

大きく変わったところといいますと、前回の現大綱のときには原子力の再評価の動きがありました。ここまでは多くの国々が具体的な計画を公表し動き出しているということはありませんでしたが、ここに挙げてありますように、中東あるいは東アジア、中央アジア、あるいは東欧などの諸国で原子力の具体的な計画を立てて今精力的に進められているということでもあります。

次のページにまいりまして、私ども原産協会といたしましては、今年の4月に原子力産業海外展開の意義と国への要望というものを報告書として取りまとめました。この最終段階でこの場に呼ばれましたが、その時点ではまだ公表していない段階だったものですから具体的

な内容については言及を避けたわけですが、内容的には今起こりつつある他  
国との競争に勝って、海外展開、特に新規導入国への展開を成功裏に進めることを目指す  
ということでこの報告書をまとめたわけであります。

その前に、経済産業省で国際戦略検討小委員会というのがまとめられておりましたので、  
それらの内容をさらに具体化したということであります。

それからあわせまして、昨年12月に閣議決定された基本方針に基づき、今年の6月に新  
成長戦略というのがまとめられるということが公表されておりましたので、それにタイミン  
グをあわせて海外展開の意義、あるいは国への要望というものをまとめたということであり  
ます。

その結果は、所管の大臣、具体的には当時の仙谷国家戦略担当大臣並びに岡田外務大臣に  
直接お話をするとともに、原子力委員会も含めて関係省庁等へ提出をしたということであり  
ます。

その内容でありますけれども、3ページ以降に書いてあります。先ほど申し上げましたよ  
うに、海外展開の意義について、大きく世界への貢献ということと我が国での意義という二  
つに分けて整理をしております。

世界への貢献という観点では、気候変動問題及びエネルギーセキュリティの解決といいま  
すか、それに貢献する。それからアジアの持続的発展と地域の安定、それから、核不拡散体  
制の維持への貢献であります。

我が国にとっての意義につきましては、成長戦略と関係するわけではありますが、雇用の促  
進・経済成長に資する。それから、我が国の技術力の維持・向上と人材の確保にも資する。  
それから、近隣諸国で原子力を導入しようという動きが、これは止められないといいますが、  
間違いなくそういうことが起こるわけですから、日本の技術をそちらに適用することによっ  
て安全の確保をより確実なものにするということ。それから、海外展開をすることによって、  
それがひるがえって日本国民の原子力に対する理解にも寄与するであろうという観点。それ  
から、日本のシステム、日本のプラントが海外に展開されることになると、日本で運転  
をしておりますプラントと同様のプラントが海外で運転されることになると、フリー  
ト化といえますか、母数が増えることによってそれで運用システムが全体に広がり、運転保  
守情報などの共有化が図られて、海外はもちろんのこと、日本の安全、安定的な運用にも資  
するだろうというふうに考えているわけであります。

それで、そういう意義を整理した上で、次の4ページから提言ということで整理をしてお

ります。これは大きく三つに分けて整理をしております。

一つは、国のリーダーシップについての要望ということであります。リーダーシップというのは別の言い方をしますと戦略機能ということであります。まず1点目としては、原子力の海外展開というものを国の最重要の政策課題として位置づけること。それから、2点目はそれを受けて、国のトップによる外交的な働きかけを実行すること。これは諸外国で、例えばフランスだとかあるいは韓国等、あるいはロシアもそうではありますが、積極的に行われているところでありまして、日本も最近そういうことが行われるようになりつつあります。それから、3つ目が、国と民間で構成される戦略本部を設置すること。これも戦略本部というものが設置されるということになっておりますけれども、それを目に見える形で、より具体的に活動していくということでありまして、国と民間で情報を共有して、どういう戦略で海外に展開していくのかということと一緒に考えていくということでもあります。それから、4番目が受注活動の窓口を一本化すること。これもこれまでいろいろなチャンネルを通じて海外と対応してきたわけですが、できるだけ窓口を一本化して、そこをワンストップでサービスできるような、そういう取り組みをすべきだということでもあります。

それから、2つ目に外交関係などについての要望ということでもあります。海外展開ということになりますと直接的には私どもとしては経済産業省というのが一番の直接の官庁でありますけれども、やはり外務省のご協力なくしてこれは進まないわけでありまして、まず導入国現地での対応力、具体的には現地の大使館の要員を強化するというようなことでもあります。

それから、先ほども話がありましたように、二国間の原子力協力協定というもの、これは相手国の状況を十分把握した上ではありますけれども、早期締結を図ること。

それから、海外に日本のプラントを展開するということになると、どういう規制のスキーム、即ち、規制・制度をセットでもっていくのかということがあります。この点については、あわせて日本の規制のスキームをできるだけグローバル化するという課題にも通じることであります。

それから、導入国の人材育成を支援する。これはこれまでも支援をしてきているわけですが、より強力にこれを進めていく必要があるということを行っているわけでもあります。

次のページにいきまして、さらに具体的なプロジェクトということになってきますと、ここで四つ挙げておりますが、新興国でのプロジェクトの受注推進あるいは支援については、国も積極的に関与することを要望しております。国の関与をどこまで期待するのかということについては議論があるところだと思いますけれども、とりわけ新興国の場合には、相手国



は一企業を見ているのではなくて、パートナーとしての国の対応振りを見ているというところもありますので、ある場面では国が前面に立って対応する必要があると考えているところでもあります。

それから、リスクの問題につきましても、民間企業で対応できないようなリスクについては、国が制度的な措置を構ずることを要望しています。

あわせて、国の主導によって金融支援、即ち、JBICやNEXIというようなところ、そういうところの金融支援を行われることが必要と考えています。

それから、4つ目として、経済・社会、いわゆるインフラ全般にわたる整備支援など、幅広い戦略的な取組を検討することを挙げています。途上国あるいは新興国ということでもありますので、インフラについて必ずしも十分な整備がなされていないところでもありますので、原子力のプラントのみならず、その周辺のさまざまなインフラについてもパッケージで提案することが、相手国のニーズにあっているのではないかというふうに考えているわけでもあります。

そういうことで、取りまとめてみますと、冒頭申し上げましたように、改めてここで大綱の見直しを行うとか、何かを付加してほしいということは特段なくて、現状進んでいることをさらに掘り下げて書き込んでいただくというようなことが必要かというふうに考えております。

ここでは1点目として、戦略本部の着実かつ実質的な活動ということ、これをもう少しダイナミックに取り組んでいくということでもあります。

それから、先ほどもご指摘がありましたとおり、CDM化ですね、原子力発電の新興国への展開をCDM化するということについて、国際的な場で提案をし、国際的な同意を得つつこれを進めていく必要があるということ。

それから2つ目として、原子力産業のグローバル化のための施策ということで、先ほど規制のグローバル化ということを申し上げましたが、これも一部そういうことを念頭に置いて検討が進められているところではありますが、さらにそれを一層推進する。それから、人材育成についても同様であります。

以上であります。最後に一言余計なことかも知れませんが、政策大綱の英文化ということもお考えいただきたいと思います。大綱については、追っかけ英文化はされているわけがありますが、同時並行的に英文化するということを進めていただくことが、日本の原子力のグローバル化にも大いに寄与するのではないかと思います。もうちょっと言いますと、英文

ではこの表現はどうなるのかというようなこと考えながら検討していくことをお願いしたい。ちょっと口はばつたいのですが、現状の大綱の日本語はなかなか文章的に難しいところがありまして、海外の人達に日本の原子力政策を説明する際に苦勞している経験から申し上げているところです。このような取り組みが日本に対する海外の理解をより進めるのではないかとということで、最後に申し上げました。

(近藤委員長) ありがとうございます。最後の指摘ですが、現在の大綱は英文翻訳調だと怒られているので、翻訳はすぐにできたと思いますけれどもね。それでは、ご質問をお願いいたします。鈴木委員からどうぞ。

(鈴木委員長代理) ありがとうございます。二つ、お二人に共通の質問をさせていただきたいと思います。大綱の大きな見直しは不要だということなのですが、お二人とも国際展開における日本の原子力産業のグローバル化というふうな共通テーマをおっしゃっているというふうに私は解釈したんですが、となると、大綱の話はともかくとして、現実にはかなり日本の今の原子力の仕組みを変えなければいけないかもしれないのかなという気持ちを私は持っています。

例えば五十嵐さんのお話ですと、6ページです。国際化対応における論点の最初のところの上のほうでも、設備供給だけでなく、運転支援を含む燃料供給保証などの対応体制の構築とか、その下の、国際機関への参加・協力の中のMDEP等安全規制の国際的調和への積極的対応とか。同じような感じで服部さんの資料でも、最後のグローバル化のための施策の実施のところにも書いてあるんですけども、3ページのところに原子力運用システムのグローバル化という大きなことが書いてあるんです。この国際的な動きとあわせる上での日本でやらなければいけないことについて、このグローバル化という言葉になっている中の具体的な話をもう少しお聞きしたいというのが一つです。

それから、2つ目は、CDMとJ Iの組込みについてお二人とも述べられているんですが、ご存じのとおり、ポスト京都の時代に入っていったときに、CDM、J Iだけでは多分量的にも足りないし仕組みとしても不十分だろうという議論が行われています。既に二国間でクレジットを原子力でもやろうという動きを経済産業省あるいは環境省でやられていると思うんですが、この点について、原子力産業として積極的にどう対応されていこうとしているのか。

その場合に、原子力でやっていく場合に、今の仕組みでは何か難しいことがあるのかどうか。今CDMになると結構国際的な交渉のメカニズムが大変だと思うんです。しかし、二国

間ならできるのではないかということで進めていると思うんですが、今のところ原子力のプロポーザルがないということなので、それはどうしてなのか。あるいはそれをするためにはどういうことを解決したら良いのかについてお聞きしたいと思います。

(近藤委員長) 五十嵐さん、どうぞ。

(五十嵐委員長) では、初めの国際化対応ということですが、具体的なお話ということで書かせていただいたものは、設備供給だけでなく、運転支援も含む燃料供給保証もというのは、相手国側のニーズが今そういうふうになっているというところがございます。それに対応できるような形でフランスやロシアは体制をつくっているというのが一つございます。

それからあと、やはりグローバル化する際には I A E A というのも非常に重要な機関だと思いますので、そういうようなところにまだまだ日本人のスタッフは全体的な割合でいくとそんなに多くはないと思いますし、これから M D E P をはじめ国際機関との関係も増すことから日本人スタッフの育成に努力する必要があると思います。

例えば A S M E のお話にしても、最近是非常にアジアで A S M E の N スタンプをとりたいという希望が増え、特に韓国が多くなっています。このような状況で、我々のサプライチェーンが N スタンプをとろうとするとかなりの期間を待つような状態となっております。そういう意味で A S M E というような規格も日本の中でも同じようにもう少し取りやすいような環境をつくるのも非常に重要かというふうに考えております。

それから、C D M、J I ということで、お話のとおり、二国間というようなお話がありますが、我々はなかなかそこまで踏み込んで議論できておりませんが、今後検討したいと思います。

(近藤委員長) 多分鈴木さんの質問は、先日の会合で、経済産業省が二国間のオフセットメカニズムについてのフィージビリティスタディの公募をしたときに、ノンニュークリアはたくさん手が挙がったんだけど、原子力は手が挙がらなかったと聴きましたので、それはどうして、という質問だと思いますが。

(鈴木委員長代理) そうです。

(五十嵐委員長) そういう検討が足りておりませんでしたので、J E M A として議論させていただきたいと思います。

(近藤委員長) それから、運転とか燃料の供給の問題も、フランスやロシアはやっているというんだけど、国がやっているという話と、それから産業界がやっているという話を区別して議論していただくべきではありませんかね。そういう産業がないところでは国にとって

も逆立ちしてもできない。皆さんがサプライチェーンを構成するべく、国際的なアライアンスを組む、そういうビジネスモデルを推進したいところ、それを国の制度が阻害しているとすれば、それは徹底すべきだということになるわけです。現実には、MDEPにしてもまず産業界が手を挙げていかないと、海外に技術の潜在的にでもユーザーがいないと成立しない。国が国がおっしゃっていることが私には良く分からないのですけれども。

(鈴木委員長代理) 先日東大の原子力法制研究会のシンポジウムがあったときに、MDEPの話も出て、結果的に日本でも型式認可を入れて欲しいというお話があったんです。それは大学の研究会の提案なんですけれども、メーカーが本当はどう思っておられるのか。負担が増えるというご意見もあれば、いや、国際的にもそういう方向にいつているんだから型式認可があった方が良さだという議論がその場であったんですけれども、その辺は率直にいかがですか。

(五十嵐委員長) 確におっしゃるとおり、一時的には負荷は増えると思いますが、長期的に見たときにその方が合理性があるというふうになればやるべきだと思っております。

(鈴木委員長代理) やりたいということ、やって欲しいということですね。

(五十嵐委員長) あれば良いと思います。

(鈴木委員長代理) わかりました。

(近藤委員長) あれば良いですか。はい、服部さん、どうぞ。

(服部理事長) 原子力産業のグローバル化というふうに書いておりますけれども、大きく二つぐらいの点があると思っております。1つ目は、海外での競争のときに、日本の原子力のパフォーマンスの話にどうしてもなるわけですね。その場合に、近年の日本のプラントのパフォーマンスは諸外国に比べて非常に劣後しているということで、それに対する説明が必ずしもクリアではないということでもあります。稼働率を上げるべく電気事業者の方は努力をしておるわけですが、具体的には、一つは長期運転サイクルの導入、それから定期検査をできるだけ短くする。それから、トラブルがあった際の立ち上げまでの時間をできるだけ短くする、この三つが大きなところだというふうに思っております。

このうち、長期運転サイクルについては既に制度ができておりますから、これを事業者がいつからやるかということでもあります。現状ではまだ具体的な動き出てきていないようですが。

定期検査の期間については、まだまだ点検検査の項目が多いようなこともあり、それから色々と予防保全というようなことで電気事業者側でも自主的にやっている部分があって、結

果として諸外国に比べ大変長い定期検査になっているのが実態です。

それから、トラブル後の立ち上げ時間については、立ち上げまでのプロセスの標準化といえますか、どういうことをクリアすれば先に進めるのかということについて、まだ十分コンセンサスができていないというふうには私は思っています。これは事業者側と規制側、さらには地域も含めての話だというふうにも考えております。できるだけ規制を含めた運用のシステムというものをグローバル化していく必要があると考えています。現状のままでは、日本のプラントを導入したときに、どういう運用管理をしたらどのぐらいのパフォーマンスが出るんだということをきちんとした実績をもって話ができないわけですね。日本が安全第一にこれだけ厳格な管理を行っていきいますと、そのとおり運転したら利用率が70%ぐらいになってしまうというのであれば、相手国から見てもなかなか魅力あるプラントには見えないというふうには考えております。

それからもう1つ目は人材の観点でありまして、今人材育成について国際的な競争になりつつあるというふうには考えております。色々な国が原子力大学と称して海外からの留学生をたくさん招き入れて、それで教育するようなシステムを提案しております。ロシアもそうですし、フランスもそうですし、韓国もそうです。そんな中で、日本が今どういう提案ができているかという、様々な取り組みがなされてはいるのですが、全体としてのまとまりや整合性が取れていないものですから、具体的な提案は難しい状況だというふうには思っております。従って、人材育成の取り組みを、国として全体的にシステムティックに再構築する必要があるのではないかと考えております。そんな中で、例えば英語というものを公用語にするような取り組みが必要と考えています。テキストも、教える側の先生も含めて、そういう形のもを早く育成していかないと、その点で諸外国に比較して大きく遅れをとってしまうのではないかと、その2点を申し上げたいと思っております。

それから、CDM化につきましては、これは国際的な場で京都議定書の枠組みの中で提案しても、現状は途上国側の反対にあってこれは受け入れられないというようなことになっておりますので、今二国間で検討が進められているもの、そういうものをやりながら、現実的な対応をしていかざるを得ないのではないかと、このように考えております。

以上です。

(近藤委員長) 原子力をCDMの対象にすることについて反対しているのは途上国ですかね。私というか、委員会は、オフセットの対象にできないという暴論を許してはおけないという観点から対象化は追求するべきとしてきています。ただ、この制度、色々と批判があること

も事実です。最近、カーボンリクワイアメントという組織は、CDMプロジェクトの二、三十を評価した結果として、プロジェクトにいくお金の割合は27%で、あとは色々なところにいくわけですが、大きな割合はやはり金融資本と言ったらおかしいけれども、排出権を売り歩く人たちのポケットに入るとしています。それは、この制度ブローカーがいないと成立しないようにできているからです。勿論、どんな制度をつくっても取引である以上、取引コストが掛かりますから、半分以上がプラントの建設費に回るようにするのはなかなか難しいんですけども、これを見て、私は、少なくともそのぐらいを目指しての新しい制度、例えばIAEAを巻き込んだ格好での仕組みを提案するべきではと思った次第です。

それでは、秋庭委員。

(秋庭委員) ありがとうございます。五十嵐さんにおいても服部さんにおいても、政策大綱の基本的なところはもう直す必要がないが、さらに今までの昨今の状況を踏まえて、もうちょっと書き込む必要があるということでお伺いさせていただきました。

それで、まず五十嵐さんにお伺いしたいことは、特にご説明いただいた中にとっても私は耳にこびりついている言葉があります。何度も中に出てきました官民協力という言葉、多用されていると思うんですけども、この官民協力のあり方というのは一体どういうものなのかということをご伺いしたいと思っています。

最初にお示しいただきましたように、経産大臣やあるいは外務大臣が途上国に訪問したり色々な動きがあります。その中でさらに官民協力ということをおっしゃっているのは、もったこういうふうにあって欲しいというような強いご要望があれば、さらに進める官民協力とは何なのかということ、特に国の役割というものはどういうものなのかということについて、少し具体的に教えていただければと思っています。

それから、服部さんのお話では、国際展開のあり方のところで具体的にかなりお話いただいているんですが、その中で、先ほどもちょっと触れていただきましたが、日本のプラントが国際展開したときにどのようなパフォーマンスを示すことができるのかというのは、結局は日本の国内でのあり方ということが国際展開するときにごく大事だということに気づかされました。

そこで、規制のあり方についてなんですが、最後のグローバル化のための施策の実施のところでも、規制のグローバル化ということをお話になっていただきましたが、日本の中の規制のあり方には、新しい検査制度など稼働率がさらに上がるための、先ほどおっしゃいましたように長期運転サイクルを進めるとかという制度は既にあるんですが、どうして進まない

のか。そこをもどかしく思っています。これがまたグローバル化したときに、またグローバル化に転換するためには日本の中の規制のあり方がネックとなっていると思います。

そこで、これを進めるためにはどうしたら良いのか、既にもう一部では進んでいるというふうに先ほどお話を伺いましたが、そのところをぜひもっと進めるためには何がネックで、例えば原子力委員会としてこの大綱の中に何を、国際展開の中の規制をグローバル化するとして何を書き込んだら良いのかというところを教えていただけるとありがたいなと思いました。よろしく願いいたします。

(近藤委員長) それでは、どうぞ。

(五十嵐委員長) 官民協力の内容ですが、まず、二国間の協力協定は、民だけではできないので、このような分野では官主導で実施願ひ、官と民が情報を共有しながら進めたいと考えます。

(秋庭委員) 私の伺い方がまずかったので申しわけありません。その点についてはこれで今ご説明いただいたと思うんですね。そういうご要望が、つまり官民の役割分担というのがあると思うんですが、私もその役割分担をスムーズにやっていく必要があると思うんですね。それをスムーズにするためには何が必要なんだろうかと。今でもそうやって取り組んでいるんですが、それでもまだ足りない部分というのは、誰かが一元的にコーディネートしないとうまくいかないのか。では、そのコーディネートするのは誰なのかというのをずっと私も考えているもので、もしお考えがあれば。二国間協定については外務省と、この件に関しては経済産業省と、というふうに今も色々とやってらっしゃると思うんですが、そんな中でいかがお考えでしょうか。

(服部理事長) 私からお答えしますが、私の資料の中の4ページのところに、1の③、国と民間で構成される戦略本部を設置することを提言しております。つまり、こういう場で情報を共有して、次のアクションに向けての戦略を立てて、これは民でやる、これは官であればこの省でやる、ここは官民一緒になってやるというようなことを決めて、それで進んでいくというようなことが必要ではないか、本当にデイリーベースで情報を共有し、議論していくような取り組みが必要あるのではないかというように思っています。

やはり省庁の連携ということがとても大事なところでありまして、官民プラス省庁の連携ということで、それであえて戦略本部ということをお願いしたので、そういうところと大いに関係するのではないかと考えております。

(秋庭委員) ありがとうございます。

では、2つ目に服部さんにお伺いしました規制のあり方についてお願いします。

(服部理事長) この場に規制の方がおられないので、なかなかこういう場で言うのは申し上げにくいところでありますけれども、規制のグローバル化というような観点で議論されているようなところは、例えばもう既に運用に入っておりますけれども、トピカルレポートと違って、ある定例的なものについては技術レポートをまとめて、それを個別に適用するときにはその標準的なものとの違いぐらいを評価すれば良いというようなそういう形のレポートを制度化する。そういう形にはとられていますがそういうものについて。

それから、先ほどASMEという話がちょっとありますけれども、アメリカのASMEというのは民間の機械学会という学会ですね。最新の知見を反映するという観点から、学協会の規制というものをもっともっと積極的に活用していくことが必要です。これも道はできているんですけれども、なかなか進みが遅いというようなことがあります。

それから、先ほど話題に出た型式認定の話もありますが、こういうものができれば、より効率的・効果的に審査できると思います。

それから、リスクベースの規制というのが、今や世界の常識になっております。運転中の保全だとか、それから何かトラブルがあったときに、それがどれだけ安全上重要なものであるかということ、リスクを尺度にして評価をして判断し、対応していくというようなことがなされていますので、そういうものを、もう既に道具立てとしてはあって、かなりの部分は手をつけられようとしているんですが、全体的に進みが必ずしもスムーズにいったいないというのが現状であります。その辺の情報をできるだけ規制サイドと事業者サイドで共有して、どういうスケジュールでどれから片付けていこうというようなことを議論するような仕組みもスタートしましたので、そういう場を使いながらできるだけ円滑に進むようにしたいと思っております。

(秋庭委員) 早く進むことを期待します。よろしくお願いします。制度はできているんですが、なかなかうまく進んでいかないようなので、どうなっているんだろうと思った次第です。

(服部理事長) もう一つ申し上げますと、制度の問題と運用の問題というのがあります。制度はできていてもそれをどうやって運用するかという問題については、やはり運用マニュアル的なものがないと、それを解釈する人によって対応が随分変わってくるような場面があります。先ほどトラブルがあった後の起動をどういうプロセスを経てやっていくかというようなところについては、ある程度考え方をまとめて、それを標準的なものとしてやっていけば予測可能性といいますか、予測ができるわけですね。一旦止まってしまうと数カ月止まってし



まうことが間々あるわけですがけれども、そういうことがないようにしたいというふうに考えています。

(秋庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) おっしゃるところが重要であって、そこに根本原因があるという認識で取り組まないとうまくいかないのです。例えば、型式承認、先程あれば良いと言われたのですが、これに関しては、原子力安全委員会設置法には、原子炉安全審査会が法定されていて、安全委員会に諮問のあった設置許可に係る意見を返す時にはそこで審議することになっているんです。ですから、法律は一品料理型で審査することを予定しているんです。この法律と型式承認の制度が馴染むかどうかを決めるのは、法律を作った国会でしょう。そこで、この法律を所管するところが国会にご相談することになるのですが、それは内閣府ですか、何省ですかとなると良く分からない。ここを決めないことには制度改正は動かないのです。これを決めるエネルギーはあれば良いくらいでは湧いてきません。

それから、検査制度の改定も、保安院によれば、この機器はこういうふうに検査したり保全したら良いなという議論を積み重ねていくことを電力会社に求め、その結果として、効果的かつ効率的な検査手順が産み出され、結果によってはあるいは連続運転期間が伸びるかもしれないという性質の改定だと説明される。ところが、まわりでは、これは連続運転期間の延長が狙いだという。そういう矛盾した説明を聞かされる地元自治体は、保安院はうそをついているのではということになって、不信の構造が生まれる。そうなる、保安院としては、説明と矛盾してないことが良く分かる事例しか取り上げようとしないことになるから、電気事業者もなかなかその採用に踏み切れない、地域社会に対してそのことについて相談はできないということになっているわけですね。

つまり、今の日本の規制当局と地方自治体の安全規制に関するやり取りの中には、日本国の原子力産業のために何かを変えるという発想はとても入り込めないのです。高度に発達した民主主義社会では、関係者が一堂に会して、これがあらゆる面からより合理的だと納得するプロセスをきちんと経験して、これを通じて合意形成をしていくことを覚悟するのが大切というのが私の見立てです。服部さんがおっしゃったポイントは、そういう取組みをきちんと仕掛けていかなかったら絶対変わらないでしょう。で、そういう総合的な取組みを通じて、トータルに合理性を追求していくことは原子力委員会がお手伝いできること、すべきことだと思っているところです。

では、大庭委員。

(大庭委員) ご説明ありがとうございました。色々考える材料を得ることが出来ました。

お二人とも共通していると思ったのは、いわば国際展開ということテーマにしている点です。そこで問題になっているのは、途上国市場への、あるいは新規導入国への展開についてでした。すなわち今日はほとんど国際展開についてのお話しでしたけれども、特に新規導入国市場への展開についてのみ言及されていたと思います。

まずお二人にお伺いしたいのは、先進国市場、すなわち既にもう現市場が設置して稼働している先進国を対象にする市場における日本の競争力については、今のところは問題がなく、あまりここで検討するというようなことは無い、という理解でよいのかどうかということです。

それから、今の話と関わるのですけれども、今日本のメーカーというのはそれぞれ国際的な連携というものを深めていて、「日本企業」と言い切るのは難しくなっていると思います。一つ確認したいのですが、そういう状況下で、メーカーとして、あるいは原子力産業界として、新規導入国への展開に関してだけは国単位でやるという発想のもとで進めていくことで本当によろしいのかどうか。これがお二人にお伺いしたいことです。

それからもう一つ、これは服部理事長に対する質問なんですけれども、原子力政策大綱への要望ということで人材育成について触れられている箇所があります。ご説明の中にも少し人材育成についての要望の話があったと思うのですけれども、人材について世界的競争の時代に入っていて、さまざまな教育システムがあちこちで導入されているということなんです。日本の原子力産業としてどういうことが国際化であり、どういう人材が欲しいと思っているのか。つまり、そのために日本人を国際化するという話なのか、どんどん国際的な人材、海外の人材を日本に吸い寄せてそこで日本の産業に活用したいということなのか、その辺のイメージが良く分からない。

なぜかという、もし海外から色々な人材を色々集めてやるということであれば、日本の教育システムだけではなくて日本のリクルートメント・システムの様々なところを変えなければいけないと思うのですが、そこまで踏み込んでお考えなのでしょうか。

かつ、もしそういうようなことであれば、国として何をやって欲しいのか。今、国立大学も国立大学法人になってしまっていて、人材を活用するというのは産業界の問題です。そういう状況下において、人材育成について原子力政策大綱への要望をするということは、国に対してこの分野で何かして欲しいという期待がおありになるのだと思うんですが、それはどういうようなことなのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

(近藤委員長) 五十嵐さんからどうぞ。

(五十嵐委員長) ご質問のありました先進国市場と新規導入国市場への対応の件ですが、新規導入国では、原子力の規制体系がなく、まずはルールづくりの話から入っていく必要があります、国と一緒に対応することが重要だというお話をさせていただきました。

一方、アメリカをはじめとした先進国市場では、既にそういうルールがあって、そのルールに従って我々が機器やプラントを輸出することとなります。こういうルールができて市場についてはそれに従ってやれば良いと考えております。現実的には先ほどお話ありましたASME認証取得では、我々プラントメーカーだけでなく、例えばポンプをつくる会社、バルブをつくる会社もアメリカの機械学会に相当するところのASME認証を受けて輸出しなければなりません、国のほうでもそれを援助するような仕組みが構築されています。

それから、国際連携を強める日本の企業が新規導入国に対しオールジャパンという国単位で対応することへの是非に関するご質問ですが、相手国のニーズとして見ますと、一つの発電所をつくりたいというだけではなくて、国と国の間の関係を良くしたいという考えを持って発言をされているというケースがございます。原子力発電所というものは一つの社会資本ではございますけれども、それを一つの梃子として、国と国の間をよくするという相手国のニーズ呼応した形で我々も協力していきたいと考えております。

(大庭委員) まさにその点なんです、そういうことをするとき、今の日本のメーカー3社それぞれの国際連携の存在が、国単位の事業推進という方向性にどのような影響を及ぼしているのかということが私の質問です。

(五十嵐委員長) それは非常に難しい質問でありまして、あるところでは、最近ベトナム向けに、日本としての一つの受注に向けた組織体をつくるというお話がありまして、そういう場合には一つまとまった形で対応していく形ができると考えております。

(大庭委員) まさにその点なんです、そのようなことを進めようとするとき、今の日本のメーカー3社それぞれの国際連携の存在がどのような影響を及ぼしているのかということが私の質問です。

(五十嵐委員長) 課題がないかと言われると、課題はたくさんありますが、ここで話しすべきかどうかということで、控えさせていただきます。

(近藤委員長) 服部さん、どうぞ。

(服部理事長) ご質問のとおり、国際展開を考える場合に、現大綱でも提示されておりますよ

うに、成熟した国、それから拡大していくような国、それから新規に入れる国、その三つぐらいのカテゴリに分かれると思うのですが、今日は新規導入国を主としてといたしますか、それを念頭に置いてお話をさせていただきました。

今ご質問があったように、先進国で課題が無いかというと、例えばアメリカなんかでも課題が山積しております、だから今なかなか具体的なプロジェクトが進まないような状況になっているわけですね。一番大きな問題は、アメリカの場合にはファイナンスでありますけれども、そのほかにサプライチェーンと言われているようなものづくりがもう完全に空洞化しているような場合。それから人材の問題もあります。それから、実際プロジェクトを始めようなときに、プロジェクトマネジメントが本当にできるのか、オンタイム、オンバジェットということを日本としては売りにしていますが、西欧は契約社会ですから、契約ベースでガチガチにやっけてしまいますと、契約にのっとったことしかやらないし、それで何か問題が起きるとすぐ訴訟が起こるといようなそういう社会になりますとなかなかプラント建設というのは円滑にはできないというふうに考えております。

日本のモデルといたしますか、これは日本の社会制度をベースにしたモデルであって、ビジネスモデルが違いますからなかなか簡単ではないんですが、日本ではこうやってうまくいったという事例を、彼らが自分たちなりに考えて、その国にあったやり方でやってくれば、ひょっとしたらうまくいくかもしれないというところでもあります。そういうようなことが拡大国においてもそうですし、新興国においてはかなりの部分そういうところにこちらが主体的に入っていく必要があると思いますので、そういうところは少ないというふうに思っています。などなど、国によって違いはありますが課題は10指にあまるぐらいあるのではないかとこのように思っております。

それから、2つ目のメーカーのアライアンスが壊れているような状況で国単位でということになりますが、これは五十嵐さんのお話になったようなことで大体尽きていると思うのですが、特に新規導入国から見ますと、相手国は一企業を見ているのではなくて、国を見ている。国がどれだけ支援してくれるか、これから長期にわたって色々な支援、協力をしてくれるかということを見ている、天秤にかけていると。そんな中に軍事的な支援というようなことをやっている国がありますけれども、日本はそれができませんから、それに対抗する何か日本独自の魅力ある提案がどれだけできるかということだと思っています。

その中で人材は重要な要素を占めるところでありますし、それから彼らは国産化と申しますか産業の育成ということを大いに考えておりますから、そういうところに国内のメーカー

が例えば合弁企業をつくって技術移転を図っていくというようなことも必要だと思っておりますし、非常に幅広い形での協力、支援が求められているところだというふうに思っております。

そういうことで、原子力発電の海外展開を図ることは、新規導入国の国づくりに我々は協力していくということであります。相手国を選ぶ場合に、これから長いつき合いになることとなりますので、相手国の政治的な情勢だとか、色々な地政学的なところの分析も含めて十分やった上で、日本国として支援していくことが国益に資するというようなコンセンサスとございますか、認識を共有して、その中で産業界が産業界としての役割を担っていくということだろうというふうに思っております。

それから、最後の人材育成の観点につきましては、まさに競争の時代に入っております、これは先ほどのご質問はどちらかという日本国の人材育成というようなご質問だったように思いますけれども、相手国のニーズを十分踏まえて、相手国も色々な人材を育成する必要があります。行政官だとか、あるいは規制当局の人たち、それからいわゆるプラントの設計をするような人たち、それから運転する人、保守する人、さらにはそれを実際に現場で作業するようなそういうレベルまで色々なカテゴリがあると思うのです。そういう人たちにどのような知識、それからどういう実体験をさせていくのが最も良いのかというようなそういうものを提案していく必要があると思っております。

諸外国の計画を見ても、必ずしもそこまで緻密にやっているところはなくて、どちらかというと、今高度なエンジニアを中心として、そういう人たちをこういうふうに教育をしますよというような計画が多いですから、日本らしい、相手国のニーズに合った人材育成のプログラムというものを提示できればというふうに考えておりますので、ぜひこの辺については原子力委員会のご支援をいただきたいと思っております。

今インドの問題が話題になっておりますけれども、例えば雇用というような問題で、インドから優秀な人材を日本に導入する、来てもらう、留学をしてもらってこちらで教育を受けて、そのまま日本に残ってもらうというようなケースも大いに考えられることですから、そういうことに対して産業界としてどう考えていくのかということについては、これからもう少し詰めていく必要があると思っております。

日本は雇用の流動性があまりないのですが、その中で雇用機会のない日本のシニアのエンジニアが途上国にどんどん出て行って、結果として技術・ノウハウの流出が起こっているようですけれども、そういうことが無いようにすることも考える必要があります。私は個人的

には、技術の空洞化が更に進むようであれば、海外から優秀な学生もどんどん日本に受け入れるというような体制をつくっていくことが、これからは重要ではないかというふうに思っております。

(大庭委員) ありがとうございます。

(近藤委員長) 人材について申しますと、議論や提言を伺っていていつも気になるのは、育成されたことの証明をどうするのかがはっきりないことです。このサーティフィケーションがインターナショナルでないと何の意味もないんですよね。履歴書に書けること、書いたものを見て、それがどの程度に育成されているかが分かることがエッセンスなんですけど、国内の人材育成の話を見ると、何となく実質がきちんとしていけば良いだろうという感じの議論が多すぎる。せっかく原子力産業会議の中にはそういう大学の教育関係者と産業界の接点、接する場が設けられているわけですから、ぜひそういう観点も十分に配慮して議論していただければと思います。

(服部理事長) ご指摘ありがとうございます。今の件は、言うのを忘れてしまったというようなところでありまして、技術者の認定、資格認証については非常に重要な点であります。日本で教育を受けたということが、それから先のその人のキャリアにとって多いにプラスになるような形でないと、これはなかなか日本に来てもらえないようなところがありますので、この辺はカリキュラム作りなど IAEA 等とうまく協力をしてやっていくことが必要かなというふうに思っておりますので、これから努力していきたいと思っております。

(近藤委員長) では、尾本委員。

(尾本委員) 先ほど大庭委員から官民一体ということについて、未定ということなんだけれども、実際に各メーカーは国際的に他の国のメーカーとアライアンスがあるという意見については、この国際原子力開発について私が日本以外と話をするとよく聞かれる点でして、第一にあるクエスチョンは、多様な設計があるところ一体どういう設計を押すんですか。それから2番目のクエスチョンでは、このスキームはあらゆる国に適用するんですかと。こういう質問があるので答えを用意していく必要があります。これは単なるコメントだけです。

それから質問ですが、一つは、提言内容の中に、民間企業の対応できないリスクに対して制度的な措置を講じる、これは一般論としてそのとおりでと思うんですが、では具体的には何か。考えられるそこでおっしゃっているリスクというのは、一つはファイナンシャルリスク、これに対しては例えば NEXI のような保険制度があるわけですし、無いのは原子炉事故に対する損害賠償。CSC みたいなものに日本を含めまだ入っていない。他にもリスクと

いう点が色々あると思うんですが、一体どのリスクについて国はどのようなふうにするべきかということを具体的にお尋ねしたいのが1つ目。

2つ目は、五十嵐さんの資料にMDEP等国際的調和への積極的対応とある。対応という言葉は何か受け身なのであまり良くないと思うんですが、実際にMDEPで進められていること、考えられていること、あるいはまだ考えられていないことについて、具体的にどのような提案を国あるいは政府でしていくことが良いのか。コードアンドスタンダードというのは実際ご存じのとおり、ASNとフランスとの喧嘩みたいなものになっていて、ではその中でJISは一体どのようなふうに役割を果たしていくことができるのか。

それから、将来的に新興国のことを考えていくと、飛行機でやっているような、例えばミューチアルリガグニションみたいなシステムもあり得ることだと思うんです。そんな中で日本が対応というよりも積極的に話をしていくためにはどのような方策あるいは戦略をお考えで、産業界としてはどのようなものを出して、国としてはどのようなものを出していくべきなのかということについて。以上、2点が質問です。

(近藤委員長) どうぞ。

(服部理事長) 幾つか考えられるわけですが、三つ、四つ挙げたいと思います。一つは、政治的な環境の大きな変化ですね。それによってプロジェクトの進行が例えば大幅に遅れるというようなことが考えられます。それから、それと似たようなことですが、規制制度が大きく変わるとような場合、そういうものも考えられます。それから、商慣習といいますかそういうものが変わったことによって、例えば労働争議が起こってストライキになって、長期間建設プロジェクトが止まってしまうというようなこと。さらには、地元との関係で何らかの反対運動なんかが起こって、プロジェクトが遅れる。主としてプロジェクトが遅れる、それから規制の変更によって大きな設計変更を強いられるとか、そんなところが考えられるところだというふうに考えております。

それを民間の努力でカバーできるところと、これは民間ではカバーできないので国の制度的な支援策が必要であるところとよく仕分けをしてやっていく必要があると思いますので、これは具体的に国ごとに詰めていく必要があると思っております。

(尾本委員) 今おっしゃったところは、NEXIの仕事の中である部分はカバーされていると思うんですが、それを国ごとに精査して、弾力的な運用をするようにと、そういう趣旨でしょうか。

(服部理事長) はい。

(五十嵐委員長) どういう設計かというお話ですが、現実的なお話をしますと、ベトナム向けの話としまして、今はPWRの設計とBWRはABWRという形で日本の最新の稼働しているプラントを実例として提案をしております。相手国がどういうものを望むかというようなことにもよって対応をしようというふうにしてございます。

それから、あらゆる国かという質問ですけれども、今は当面はベトナムというふう聞いております。その後の進展でどういうふうにするかというのは今後の検討になると思います。

それから、MDEPとASMEですが、正直なところ、私どもも今アメリカにプラントを輸出しようとしておりまして、大きな障壁になっておりますのは全てASMEに係るものです。向こうのレギュレーションにあったものを我々が書類も準備するというのでありまして、日本で作っておりましたドキュメントをほとんど全て書き換えるような作業が起っております。

ヨーロッパに輸出する際には、ヨーロッパのレギュレーションがまた別にありますので、それに沿った形で我々もそのレギュレーションに対応するようなものを準備して対応しているというのが実情であります。今後日本と欧米の規制規格、規準の違いが整理されてくると思いますので、お互いの国の間でどういう規制のやり方が良いかということも含め次の課題が出てくると思いますので、今後検討していきたいと考えます。

(尾本委員) 今のおっしゃる点は、国としての対応も何か具体的には出てくるであろうということですか。

(五十嵐委員長) 現実的には保安院とNRC及びヨーロッパ規制当局の間で色々なチャンネルができておりますので、そういうものがもう少し活発化されると、我々にとっても非常にありがたいというふうに考えています。

(近藤委員長) そこはルールの相互認証の問題ですから、そう簡単ではないですよ。話し合えば済むというわけではない。ルール作りは、各国がそれぞれまさに覇権をかけてやってるわけだから、向こうにとってJIS規格を受け入れることにメリットがない限りは誰もうんと言うはずがないわけですね。皆さんすぐ話し合いをしているから幸せになりそんなことをおっしゃるんだけど、そんなことは決してないですよ。そこをどうクリアしていくか考える、作戦を練る人がいないとうまくいきません。

ヨーロッパとアメリカの間では、国際規格争いがあらゆる面で行われているわけですが、その中で日本はヨーロッパが出すときはヨーロッパに合わせますし、アメリカが出すときはアメリカに合わせますという、むしろそういう身のこなしで今までは商売してきてい



るわけですね。これを変えたいというお気持ちがあるということは良く分かるけれども、それはフィージビリティがどうなのかなと。

J I S の普遍化に合理性があるなら、国際標準になるべき合理性があるならもうちょっとそれ頑張ってやっていけば良いんですけれどもね。そこのエバリエーションがなくしては、このお話を前に転がしてはいけないと私は思いますけれどもね。またそれ以前に、やはり J I S と日本機械学会とアメリカ機械学会との間で、専門家の間でまずはやると。もともと民間の規格団体であり、アメリカ機械学会にも結構日本人が入っていて、この団体の規格作成作業にも日本人が貢献しているわけですからね。そういう中で J I S なり A S M E の関係者はどう考えるかということが一番重要。これはなかなか政府が了解できることではないのではないかと思いますけれどもね。

はい、ありがとうございました。

他に何か、この際ということでご発言があれば。

副大臣、どうぞ。

(平岡副大臣) 新興国といいますか途上国への輸出の関係で教えてもらいたいことがあります。例えば日本の原子力発電の場合でも、放射性廃棄物の処理の問題とかバックエンドの問題について、まだまだ国民の多くの方々は疑問に思っていたり不安に思っていたりという部分があると思うんですが、新興国に輸出する場合、バックエンドの問題というのはそれぞれの新興国ではどういう状況になっているのかということ。その問題について、例えば原子力発電をプラントとしてつくる側、輸出側ですね、例えば日本の皆さんの側に対して、それに対してはどう対応するのかということも含めた新興国側の提案といいますかプロポーザルというのがあるのか。そういう問題について新興国はどういうふうに対処しているのかということをお教えしてもらいたいと思います。

(服部理事長) 具体的に例えばベトナムの場合は、通称 6 項目と言われていますが、フィナンスから始まって六つぐらいの課題をベトナム側から提示をされていまして、それに対して日本国としてどういう対応をしてくれるかというふうに言われております。その中に、まさに今ご指摘のあった放射性廃棄物の処理処分の問題、あるいは使用済燃料の管理の問題についての項目が含まれています。

その場合に、放射性廃棄物の処理処分の問題については、放射性廃棄物はその性状によって、これこれこういうふうに分離をして、それぞれこういうふうに分処をすれば良いと、日本国はやってきたことをベースにした提案を相手国にお示しをして、その上で相手国に判断

をしてもらうということになるかと思えます。高レベル放射性廃棄物の場合には、これは再処理をしたことによって出てくるわけですから、したがって再処理をするかしないかというところに大きな別れ道があるわけですが、当面はといいますか、ベトナムに対しては再処理を日本国として推奨するようなことはしていないというふうに思っておりますし、恐らくベトナムがそういうことをやることについて、国際社会の理解を得るといえるのはそう簡単ではないというふうに思っております。

したがって、再処理をしない場合には、使用済燃料の管理という問題になりますから、これはどういう貯蔵の方法があってどういうふうに貯蔵しておくのか。使用済燃料の管理の問題で貯蔵するやり方、日本ではこうやっていて、安全に長期間貯蔵ができるということを相手国にお示しをして、それでどういうやり方を選んでもらうか、こういう設計で、スペースはこのくらい必要であって、大体お金はこれぐらいかかりますよ、というようなこととお話しすることになるかというふうに思っております。

使用済燃料の管理の問題については、そういうことで、国際社会の理解という問題もありますけれども、現状今すぐにこの意志決定をしなくても、安全に貯蔵できるということを相手国に示すことになります。貯蔵期間は数十年から100年というオーダーでありますので、これから原子力を始めてある期間経つまでは、そういうことを意志決定をしなくても、時間的余裕があります。その間に国際的にも色々と環境も変わって来ましょうし、エネルギーに対する環境も変わってくるだろうし、そういう進捗状況を見て判断をしてもらうということになるかというふうに思っております。

(近藤委員長) 尾本委員から一般原則の話を読まれたら良いのではないのでしょうか。

(尾本委員) 今の平岡副大臣のご質問に関係して、一般論として、廃棄物については原子力発電を導入しようという新興国の多くが、初期の段階で頭の中から抜けている場合があるんですね。ですから、これはIAEAの基盤整備のガイドラインではっきり言っているんですが、原子力導入の検討をする初期から、廃棄物について具体的にはどういう課題があって、具体的にはどういうことを将来考えなければいけないか、きちんとロードマップを作ることが良いですよ。また、発生するオブリゲーションについて良く認識した上で原子力の選択をしてくださいということを申し上げています。

実際はどうかということですが、たまたま私は先週アフリカに行きまして、アフリカでは22カ国が原子力発電を導入したいと考えているわけですが、そういった国とまさに廃棄物やサイクルについても議論してきたんです。低レベルにつきましても国によっては病院等の

廃棄物があるから十分考えられていて、あるいは処分場も持っている。しかし、ほとんどの国はまだそういう処分というところまできちんと現実のものになっていないし、ましては高レベルについては、これから導入するわけですから何も考えられていないし、サイクルオプションについてもまた議論が進んでいないというのが現状です。

そういう中で、IAEAとしては数年前からこういうことについて検討しているんですが。今燃料サイクルのセンシティブな部分を国際会議のもとに置きましょうと、これは古くからある話で、また今再燃しているんですが、長期的に見ればそこで言っているサイクル廃棄物の問題は、廃棄物処分も含めてあり得るかもしれない。特に非常に小さな国が自分の国の中で高レベルの処分場もつけるということは難しいかもしれない。そういうことについて様々な社会的な問題、制度的な問題、倫理的な問題、経済性あるいは効率性の問題等々含めて、どういうことを議論していったら良いのかという一種のオブザベーションを出していますが、アフリカのようなそれぞれの国の基盤が弱いところでは、その基盤をプールしあってやっていくと、共同で原子力開発をやっていくと、こういったことも非常に重要なオプションであるかと思っております。

すみません、蛇足ながら、情報までです。

(近藤委員長) 他に。

よろしいですか。

それでは、時間になりましたので、今日の有識者ヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。

お忙しいところお越しいただきまして、またご懇切なご説明、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、この議題はこれで終わります。

次の議題。

### (3) その他

(中村参事官) 3番目の議題、その他でございます。資料の第7号をご紹介します。資料第7号は原子力政策大綱の見直しに関する検討のスケジュールをまとめたものがございます。以前からお配りしてございますものから2点ほど変更がございますので、そのご紹介です。

2 ページ目をお開きいただきたいと思います。9月7日の有識者ヒアリングでございますけれども、有識者といたしまして、大島教授をお願いをするということで追加をさせていただきます。

それから、もう1点、9月14日でございますけれども、谷口先生の予定を変更いたしました。予定では違う日にちでしたけれども、ご都合がつかなくなったということで14日に変更したものでございます。あと、谷口先生の肩書でございますけれども、IAEAの事務次長をおやめになったということで、前次長というふうに肩書を変更してございます。

それから、次回の第47回の原子力委員会でございますけれども、臨時会議ということで開催をしたいと考えてございます。日時は明日、9月1日水曜日の11時からでございます。内容は、第6回目の有識者からのヒアリングということでございます。

以上でございます。

(近藤委員長)他に。よろしいですか。

それでは、これで終わってよろしいですね。

どうもありがとうございました。

これで今日の定例会議を終わります。

—了—